平成２８年（フ）第３５６号
愛媛県松山市勝山町１丁目１番地３　第96杉フラット603号
債務者　細田ひろみ
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
宮崎市橘通東１丁目12番５号　コーポスィトピー308号、前住所宮崎市橘通西１丁目４番12号　マウスフィールドＶ303号
債務者　安藤奈穂美
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０号
宮崎市下北方町塚原5711番地１
債務者　古川　正子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０７号
富山市有沢811番地　市営住宅15棟303号
債務者　谷川　　幸
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７９号
兵庫県伊丹市堀池３丁目１番30―205号、前住所大阪府高槻市大塚町１丁目12番９号　ファーストクライム３号棟206号
債務者　中村組こと　中村　雄馬
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
兵庫県伊丹市昆陽南３丁目１番１―105号、前住所兵庫県伊丹市野間６丁目11番10号　サザンコート202号
債務者　馬渡　千尋
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
兵庫県西宮市染殿町９番３号
債務者　喜多桂子こと　藤原　桂子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２６号
奈良県香芝市穴虫585番地２
債務者　山田　尚紀
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
奈良県橿原市内膳町５丁目２番37―201号　正和マンション、前住所奈良県橿原市葛本町620番地　コミュニティみかど305
債務者　米田　　進（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
奈良県香芝市下田西２丁目３番７―103号　Ｌａ　ｆｒａｉｓｅ
債務者　米田　公哉
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原231番地19　武知アパート16号室
債務者　森　　京一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３２号
徳島県徳島市住吉４丁目10番19―206号　コーポ小松、旧住所徳島県徳島市北沖洲２丁目８番27号・北海道札幌市西区発寒15条１丁目７番41号　第１池田マンション101号
債務者　吉田　博美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長59番地３　第１古山ハイツ　302号、旧住所徳島県美馬市脇町字曽江名142番地１　シティーコート脇町302号室
債務者　松島　和子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３８号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字派名33番地18、旧住所埼玉県春日部市大字内牧4142番地147
債務者　濵田　光雄
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
徳島県徳島市名東町２丁目671番地の３　クリスタルプレア名城102号室、旧住所徳島県徳島市国府町観音寺102番地の６
債務者　中島かおり
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―423、前住所兵庫県川西市多田院２丁目19番34号　101
債務者　四宮　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係